

高度地区 変遷(昭和48年～)

本市では、昭和48年(1973年)10月の用途地域の決定に伴い、第一種高度地区、第二種高度地区の指定を行いました。その後、用途地域の変更などに関連して高度地区の変更を行ってきました。

(単位:約 ha)

都市計画決定	第一種高度地区	第二種高度地区	合 計
昭 和 48 年 10 月 1 日 市 告 示 第 62 号	527	1,606	2,133
昭 和 62 年 1 月 19 日 市 告 示 第 5 号	482	1,712	2,194
平 成 7 年 10 月 16 日 市 告 示 第 261 号	491	1,751	2,242
平 成 9 年 1 月 10 日 市 告 示 第 1 号	493	1,747	2,240
平 成 11 年 8 月 10 日 市 告 示 第 223 号	493	1,747	2,240
平 成 14 年 7 月 9 日 市 告 示 第 234 号	493	1,744	2,237
平 成 16 年 12 月 10 日 市 告 示 第 416 号	493	1,744	2,237
平 成 20 年 3 月 12 日 市 告 示 第 82 号	493	1,744	2,237
平 成 21 年 8 月 10 日 市 告 示 第 331 号	493	1,744	2,237

高度地区 変遷(平成23年～)

平成23年(2011年)3月には、極端に高さの異なる建築物の混在や高層建築物が隣接する低層住宅地の住環境に与える影響を抑制し、市街地の良好な環境を維持するため、市内のほぼ全域において、建築物の絶対高さと北側斜線の制限を組み合わせた10種類の高度地区に変更しました。

令和4年(2022年)11月には、用途地域、防火地域及び準防火地域と併せて、全市的な見直しを行いました。

(単位:約 ha)

都市計画決定	10m 第一種 高度地区	12m 第二種 高度地区	12m 第三種 高度地区	16m 第三種 高度地区	16m 第四種 高度地区	25m 第三種 高度地区	25m 第四種 高度地区	31m 第三種 高度地区	31m 第四種 高度地区	45m 第四種 高度地区	合 計
平成23年3月29日 市告示第97号	471	6.5	22	765	495	792	391	165	192	88	3,387
平成24年3月1日 市告示第63号	471	6.5	22	765	495	792	391	165	192	88	3,387
平成25年8月12日 市告示第206号	471	6.5	22	765	495	792	391	165	192	88	3,387
平成28年12月20日 市告示第232号	471	6.5	22	765	495	799	391	165	192	81	3,387
令和4年3月15日 市告示第51号	471	6.5	22	765	495	799	391	165	192	81	3,387
令和4年11月30日 市告示第218号	471	6.5	22	764	494	811	393	165	192	70	3,387